

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報



目次

ページ

〈公 告〉

- 身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定 一
- 知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定 一
- 特定非営利活動法人の設立の認証 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定身の申請 〇 右 同
- 右 同 〇 右 同
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 〇 大規模小売店舗の変更の届出に関する公告
- 開発行為に関する工事の完了 〇 開発行為に関する工事の完了

公 告

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により、指定身体障害者更生施設等を次のとおり指定しました。

平成十六年四月十三日

奈良県知事 柿 本 善 也

設置者の名	設置者の主たる事務所の所在地	施設の種類	指定年月
社会福祉法人泰久会	五條市滝町六一	身体障害者療護施設 仁愛園	平成十六年四月一日
	五條市滝町六一	身体障害者療護施設	

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定しました。

平成十六年四月十三日

奈良県知事 柿 本 善 也

設置者の名	設置者の主たる事務所の所在地	施設の種類	指定年月
社会福祉法人友会	北葛城郡上牧町片岡台二一六一	知的障害者入所更生施設	平成十六年四月一日
	北葛城郡上牧町上牧九〇〇		

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年四月十三日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 申請のあった年月日
平成十六年三月十六日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人やまと福祉会
- 代表者の氏名
榎原 スミ子
- 主たる事務所の所在地
奈良市横井二丁目一五五番地の二
- 定款に記載された目的
この法人は、全国の国民に対して、地域の障害者・高齢者の自立支援を行うために

共生型社会の構築と、併せて安心で安全な町づくりに関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年三月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森と人のネットワーク・奈良

三 代表者の氏名

横川 佳樹

四 主たる事務所の所在地

宇陀郡大宇陀町大字下出口二二四七番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、環境に関心を寄せる人々に対して、環境保全を柱とした技術者育成、啓蒙強化、またそれらにかかわる地域の支援やネットワーク作りに関する事業を行い、広く環境の保全と復元、自然との豊かなふれあいを提供する地域作りを寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年三月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ソレストレージャ奈良二〇〇二

三 代表者の氏名

塚本 茂

四 主たる事務所の所在地

奈良市二名三丁目一一五九番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々に対して、スポーツの普及・育成・競技力・指導力の向上に関する事業、並びにスポーツ及び文化への正しい理解を深めるための事業を行い、青少年の心身の健全な発育、発達及び育成を支援するとともに、地域の中で世代間の交流を醸成し、不特定かつ多数の者の自立的、自発的な社会参加を促進し、地域コミュニティの再生と人間性あふれる心豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年四月十三日から同年八月十三日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十六年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ香芝逢坂店

所在地 香芝市大字逢坂二一三他

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

（変更後）二十四時間営業

来客が駐車場を利用することができるとの時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

(変更後) 二十四時間

三 届出年月日

平成十六年三月三十一日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年四月十三日から同年八月十三日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成十六年四月十三日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十五年十月二十八日郡土第二四一三二号

平成十六年三月十六日郡土第二四一三一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月三十一日郡土第三七四号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市南山手台九番地ノ一五及び九番地ノ二四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市小瀬町五六二番地

小嶋敏子

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。